

障害者用駐車場の表示

前号で障害者用駐車場の表示と対象者をどのように限定しているのかを写真事例で紹介した。法的には、車いす使用者が乗降するために設置された3.5mの幅を要する駐車場と定められ、その表示も義務付けられている。しかし、実際の表示は施設によって異なっていた。

それぞれの施設で共通することは、いずれも車いすの国際シンボルマークを表示していることであるが、利用対象者の表記については様々である。「お体の不自由な方専用」と表示したものもあれば、「おもいやり駐車場」と表示するものもあった。それ以外は絵文字で「車いす、妊婦、松葉杖の人」を表す事例である。いずれにせよ、利用対象を車いす使用者に限定していないものであった。

また、適正利用に向けた啓発の文章もすべての施設が明示しているわけではなく、個々の施設側の判断に委ねている結果である。紹介した表示事例を見る限りは、法律で義務付けている車いす使用者のための駐車場の表示が徹底されていない。

不正駐車防止対策

それでは次に、各地で問題となっている不正駐車に対して施設側はどのような対策を講じているのか、筆者が住む奈良県の事例で確認したい。



写真1

写真1は、啓発の文章で「駐車禁止除外指定車標章」の提示を求めた表示をしている。

ここでいう「駐車禁止除外指定車標章」とは図1に示すものであり、障害者手帳を有する車いす使用者などが各都道府県の公安委員会に申請して発行される路上駐車許可証である。

車いす使用者のドライバーは駐車する際、慣例的にこの許可証をフロントガラスの所に提示している。

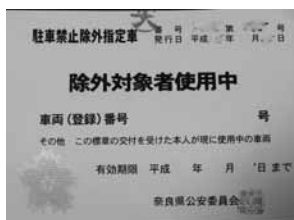


図1

写真2は、パイロン（カラーコーン）を置いて一般車が駐車できないようにしている事例である。高さ約70cmのもので、駐車するためにはこれを撤去する必要がある。車いすのドライバーにはこのパイロンは手ごわいものとなっている。一度車から降り、自らパイロンを移動させ、また車に乗って駐車するその手間はかなり大変である。



写真2

写真3は、バー

で駐車スペースを完全に塞ぎ、利用の際は係員に連絡する方法を取っている。この駐車場を利用する際は表示されている電話番号に電話をかけ、パイロンとバーを撤去してもらうようにしている事例である。

写真4は、ボイスで適正利用を訴える方法である。

ここでは障害者用駐車場の路面に車いすマークを表示し、加えてボイスによって利用者を限定している。駐車した際にボイスで「ここは身体の不自由な方専用の駐車区域です。健常者の方は一般駐車区域をご利用ください」とアナウンスが流れる仕組みになっている。



写真3



写真4

当事者の声

以前に紹介した『障害者用駐車場の適正利用促進のための課題の明確化』の調査結果では、車いすドライバーが駐車場で困った経験事例として「一般車の駐車」、「パイロンが置かれている」、「障害者用の駐車スペース数が少ない」、「幅が狭い」などである。

その困難事例に対して当事者はどう対処しているのか、主なものは次の通りである。

・一般車が駐車している場合

他の一般駐車スペースを利用する、あるいは路上に駐車する例が多い。なかには目的施設の利用をあきらめるといふ声もある。しかし、一般のスペースを利用する際の問題点として、車いすの出し入れに幅を必要とするため、隣に他の車が停められないかに気を使うとのことである。

・パイロン等が置かれている場合

施設の従業員等に頼んで移動してもらう。少数ではあるがパイロンを自分で移動して利用する。パイロン等が置かれている目的は不正利用の防止にあるが、付近にはほとんど係員がいない。車いすドライバーにはかなりのバリアであり、利用への妨げになっている。

現場における実態は、以上のようなことである。各地の施設の不正駐車防止策は、その駐車場を最も必要とする車いす当事者には有効な手立てにはなっていない。